

幸田町監査公示第5号

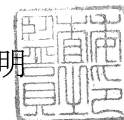
令和7年8月25日付けで提出のあった幸田町職員措置請求書について、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、監査を実施したので、その結果を公表する。

令和7年10月21日

幸田町監査委員 大 浦 裕



幸田町監査委員 松 本 忠 明



幸田町職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

住所（略） 氏名（略）

2 請求の要旨

令和7年8月25日付けで提出のあった幸田町職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）、事実証明書として添付のあった幸田町パートタイム会計年度任用職員勤務条件通知書（以下「勤務条件通知書」という。）及び幸田町パートタイム会計年度任用職員（月額）出役票（以下「出役票」という。）の写し並びに令和7年8月29日付けで提出のあった補正書から、本件請求の要旨を次のように解した。

(1) 財務会計行為の概要

幸田町会計年度任用職員A（以下「A」という。）の令和6年10月の勤務分の報酬は、雇用契約月額報酬額の270,000円が満額支払われている。1月当たりの契約勤務時間は、140時間である。それに対する勤務実績は、契約時間内は22%に過ぎない。勤務時間の多くは、時間外（休日及び深夜勤務を含む。）であり、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び幸田町条例等の規定並びにAとの契約は、完全に無視されている。

(2) 違法又は不当とする理由

地方公務員の給与は、条例の定めるところにより支払わなければならない。使用者は、雇用する者の労働条件等について、労働基準法を始めとした労働関係法令を遵守しなければならない。その上で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）や幸田町職員に適用される条例の諸規定に基づき計算された金額を給与として支払われるべきものである。Aの勤務時間は、8時30分から16時30分までの間で、1日当たり最大7時間、1月当たり最大140時間の契約である。契約時間内のみの勤務日は、22日の勤務日のうち、わずか1日のみである。契約は、あつてなきがごとくである。正しく再計算し、差額を返戻させるべきである。

(3) 幸田町に生じた損害

賃金を計算するための時間単価を、出役票に記載された報酬時間相当額1,780円と仮定し、各種割増率を適用した場合の支給額は、198,693円である。よって、既に支給された270,000円との差額72,307円が過大支給である。

(4) 請求する措置

(3)の損害額をAから幸田町に納入させるよう幸田町長に命じることを請求する。

さらに、この取扱いは、会計年度任用職員制度創設当初から現在まで同様であると容易に推測されることから、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項ただし書の「正当な理由」を示さなくても措置請求が認められる期間の支出についても、過去にさかのぼり同様に扱うことを請求する。

第2 請求の受理

本件請求については、法第242条に定める要件を備えているものと認め、令和7年9月4日付けで受理した。

第3 監査の実施

1 証拠の提出

法第242条第7項の規定により、請求人に証拠の提出の機会を与えたところ、請求人は、令和7年9月8日証拠として令和6年4月から令和7年3月までの各月においてAが勤務した日を平日勤務と休日勤務に区分し、その日の勤務した時間を契約時間内、契約時間外及び深夜に区分して集計し、報酬額を試算したという運転手勤務実態分析表（令和7年8月20日作成。以下「分析表」という。）にその説明書を添えて提出した。その要旨は、次のとおりである。

勤務した月	平日勤務				休日勤務				勤務した時間 (合計)	勤務しない時間 (減額)
	時間内 (×1.00)	時間外 (×1.25)	深夜 (×1.50)	計	時間内 (×1.25)	時間外 (×1.50)	深夜 (×1.75)	計		
令和6年 4月	49.50時間	34.00時間	9.00時間	92.50時間	17.50時間	8.50時間	0.00時間	26.00時間	118.50時間	61.50時間
	88,110円	75,650円	24,030円	187,790円	38,938円	22,695円	0円	61,633円	249,423円	38,270円
	94,644円	81,260円	25,812円	201,716円	41,825円	24,378円	0円	66,203円	267,919円	41,108円
5月	40.25時間	42.00時間	10.50時間	88.25時間	16.25時間	10.00時間	0.50時間	26.75時間	115.00時間	58.75時間
	71,645円	93,450円	28,035円	193,130円	36,156円	26,700円	1,558円	64,414円	257,544円	44,500円
	76,958円	100,380円	30,114円	207,452円	38,838円	28,680円	1,673円	69,191円	276,643円	47,800円
6月	52.75時間	19.50時間	2.75時間	75.00時間	29.00時間	5.75時間	1.25時間	36.00時間	111.00時間	65.00時間
	93,895円	43,388円	7,343円	144,625円	64,525円	15,353円	3,894円	83,771円	228,396円	51,620円
	100,858円	46,605円	7,887円	155,350円	69,310円	16,491円	4,183円	89,984円	245,334円	55,448円
7月	36.75時間	32.00時間	5.50時間	74.25時間	8.00時間	8.50時間	1.00時間	17.50時間	91.75時間	72.75時間
	65,415円	71,200円	14,685円	151,300円	17,800円	22,695円	3,115円	43,610円	194,910円	85,885円
	70,266円	76,480円	15,774円	162,520円	19,120円	24,378円	3,346円	46,844円	209,364円	92,254円
8月	83.00時間	29.75時間	3.00時間	115.75時間	10.50時間	8.50時間	0.50時間	19.50時間	135.25時間	31.25時間
	147,740円	66,194円	8,010円	221,944円	23,363円	22,695円	1,558円	47,615円	269,559円	8,455円
	158,696円	71,103円	8,604円	238,403円	25,095円	24,378円	1,673円	51,146円	289,549円	9,082円
9月	46.25時間	36.50時間	4.00時間	86.75時間	18.00時間	13.50時間	0.00時間	31.50時間	118.25時間	46.25時間
	82,325円	81,213円	10,680円	174,218円	40,050円	36,045円	0円	76,095円	250,313円	38,715円
	88,430円	87,235円	11,472円	187,137円	43,020円	38,718円	0円	81,738円	268,875円	41,586円
10月	30.50時間	37.50時間	14.50時間	79.00時間	24.00時間	7.25時間	0.50時間	31.75時間	110.75時間	68.00時間
	54,290円	83,438円	38,715円	176,443円	53,400円	19,358円	1,558円	74,315円	250,758円	52,065円
	58,316円	89,625円	41,586円	189,527円	57,360円	20,793円	1,673円	79,826円	269,353円	55,926円
11月	33.00時間	27.50時間	5.00時間	65.50時間	48.50時間	14.00時間	2.50時間	65.00時間	130.50時間	74.50時間
	58,740円	61,188円	13,350円	133,278円	107,913円	37,380円	7,788円	153,080円	286,358円	16,910円
	63,096円	65,725円	14,340円	143,161円	115,915円	40,152円	8,365円	164,432円	307,593円	18,164円
12月	33.50時間	42.50時間	5.75時間	81.75時間	33.75時間	20.50時間	0.75時間	55.00時間	136.75時間	58.25時間
	59,630円	94,563円	15,353円	169,545円	75,094円	54,735円	2,336円	132,165円	301,710円	5,785円
	64,052円	101,575円	16,491円	182,118円	80,663円	58,794円	2,510円	141,966円	324,084円	6,214円
令和7年 1月	29.50時間	29.75時間	3.75時間	63.00時間	19.00時間	6.00時間	0.50時間	25.50時間	88.50時間	63.00時間
	52,510円	66,194円	10,013円	128,716円	42,275円	16,020円	1,558円	59,853円	188,569円	91,670円
	56,404円	71,103円	10,755円	138,262円	45,410円	17,208円	1,673円	64,291円	202,553円	98,468円
2月	21.75時間	38.75時間	4.75時間	65.25時間	28.75時間	15.00時間	2.25時間	46.00時間	111.25時間	60.75時間
	38,715円	86,219円	12,683円	137,616円	63,969円	40,050円	7,009円	111,028円	248,644円	51,175円
	41,586円	92,613円	13,623円	147,822円	68,713円	43,020円	7,529円	119,261円	267,083円	54,970円
3月	54.25時間	47.25時間	3.50時間	100.00時間	42.50時間	12.75時間	0.00時間	55.25時間	155.25時間	33.00時間
	96,565円	105,131円	9,345円	211,041円	94,563円	34,043円	0円	128,605円	339,646円	-27,145円
	103,726円	112,928円	10,038円	226,692円	101,575円	36,567円	0円	138,142円	364,834円	-29,158円

※1 「時間内」とは請求人のいう契約時間内、「時間外」とは契約時間外。

- 2 「時間内」「時間外」「深夜」欄の下段の()内の数値は、報酬の割増率。
- 3 各欄の上段は所要時間、中段は勤務1時間当たりの報酬額を出役票に記載された報酬時間相当額1,780円とした場合の報酬額、下段は勤務1時間当たりの報酬額を請求人が試算した1,912円とした場合の報酬額。

2 請求人の陳述

法第242条第7項の規定により、請求人に陳述の機会を与えたところ、その希望があったため、令和7年9月12日請求人の陳述を聴取したところ、請求人は、本件請求の一部が当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したことについて法第242条第2項ただし書の「正当な理由」の記載が本件請求書になかったため補正を求められたことについて、法律及び幸田町が定めた条例並びに雇用契約に違反した支出に対して請求人がその理由を述べなければならないのか、これ以上の理由があるのかと疑問を呈した上で、本件請求の補足として次のように陳述した。

(1) 財務会計行為の概要の補足

勤務日別の時間帯ごとの集計表(分析表)は、追加資料として提出させていただいた。Aは、会計年度任用職員制度創設当初から雇用されている。Aに年度開始初日に交付された勤務条件通知書(以下(1)において「契約書」という。)は、任期は各年度初日から最終日までで、再度の任期の更新を認めているため、更新を重ね現在に至っている。業務内容は、町長車運転管理業務及び一般事務補助に関する業務である。勤務時間は、8時30分から16時30分までの間で1日当たり7時間以内、1週間当たり35時間以内、さらに1月当たり140時間以内で、休憩時間は1日60分、休日勤務はあるものの、時間外勤務は命令しないとされている。振替はあるが週休日として2日勤務しないこと、祝日、年末年始及び休日の代休日は勤務しないこととされている。この契約書について、問題を順次指摘していく。

1点目は、Aの場合、午前8時30分以前と午後4時30分以降は、時間外勤務となる。時間外勤務はないとしているにもかかわらず、大部分の勤務日で時間外、正規の勤務時間の範囲を超えた勤務をしている。時間外勤務のないことと時間外勤務手当として割増賃金を支給しないことは、本来関係がない。割増賃金を支給しないことは、明らかに労働基準法に違反している。30万円以下の罰金刑に相当する行為であると指摘をさせていただく。令和6年10月の平日勤務の総時間は79時間であり、うち契約時間、正規の時間であるが、それで収まっているのが30.5時間にとどまる。通常の時間外勤務は37.5時間、深夜勤務は14.5時間である。正式な振替手続をされていない休日勤務は31.75時間であり、割増賃金を適用した上で給与の計算がされなければならないと考えている。

2点目として、1日当たりの勤務時間は、契約書では7時間である。当月の最長勤務日が10月29日であり、午前7時から午後9時30分までの間に2回、それぞれ60分の休憩を含めると、連続して14.5時間拘束されている。1日で2日分近くの勤務をしいた上、これを勤務しない日と相殺して、週、月のマックス勤務時間内として扱っているならば、幾重にも法令等に違反していると思う。おそらく車中での形だけの休憩であり、本当に休憩を与えたのか疑わしいものである。書類上問題がないように、実際の勤務時間と異なる休憩時間の付与をしたことにしたならば、虚偽公文書作成の

疑いすらある。これについては、出役票を御覧いただくと、押印が、休日とそれ以外とでは印影の濃淡が明らかに異なっているので、同一人が押したかどうか疑問を抱くところである。これに人事秘書課職員の関与があった場合には、強要などさらなる違法行為の可能性すら考えられる、違法行為の連鎖が連鎖と続いているとの疑念さえ抱くものである。

3点目として、振替は、勤務はあるとなっているが、原則週2日の週休日は、勤務を命じてはならない日である。当月の週休日は8日間であり、そのうち5日が週休日勤務である。出役票を見る限り、週休日の振替の記載はなく、漫然と休日勤務を命じている。

4点目であるが、最初に指摘したように、勤務日及び時間帯ごとに適用される割増し又は給与の減額が行われないうまま、11月16日に満額支給されたと思われる。幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年幸田町条例第8号。以下「条例」という。）の規定に照らし合わせ、勤務実態に即した給与となるように再計算し、既に支払われた給与から差額を返戻させるべきである。

追加で提出した分析表の金額算定部分は、会計年度任用職員制度創設当時に国県から示された細部にわたる解釈、質疑応答集や通知を見ていないので、誤りもあると思う。私の見解では、超過支給であるが、再計算の結果、不足であるならば、速やかに追給させるべきである。

(2) 違法又は不当とする理由の補足

給与計算上の問題点については、(1)で述べたとおりである。ここでは、雇用上の問題の補足を行う。民間事業所では、労使で時間外勤務や勤務時間の特例など36協定を締結することで、労働基準法の弾力的な運用が認められている。幸田町のような公務職場では、36協定のような取扱いは適用されないことから、厳密に守られなければならないと思う。公務職場にあつては、労働基準監督署の捜査権限の対象にならないとの説明を、労働基準監督署から私は受けた。公務職場における労働基準法違反の調査是正権限は、当該公務職場の首長の権限とのことである。本件の場合、首長の最側近組織が組織的に行っていることが極めて重い問題であると指摘する。

(3) 幸田町に生じた損害の補足

(1)で述べたパートタイム会計年度任用職員に係る給与計算の詳細資料を精査したわけではないので、監査委員において法令等に基づき損害額を決定していただきたいと思う。

(4) 最後に

本件がなぜ続けられたのか検証されなければ、同様な違法行為が行われていくと思う。究極の根本原因は、極めて異常な事務事業が次々に行われていることに尽きると思われる。根本的にコンプライアンス意識が組織全般に希薄であり、事務執行の基本スタイル、基本スタンスが上意下達を忠実に遂行する組織になりつつあり、極めて憂慮すべき現状にある。本件の場合、会計年度任用職員として非常勤職員が位置付けられる以前の、日々雇い入れる臨時の職員や一般職でない嘱託職員として給与条例の適用を受けない、いわゆるグレーゾーンの職員の身分が保障され、待遇が向上したこと

は、意義があることである。しかし、会計年度任用職員制度が創設されたその時に、完全にリセットして給与の在り方を定めず、従来の仕組みの小手先改正を行って運用したということが最大の問題の根源であると思う。公務員の給与は、条例法定主義であり、これ以外の支出はあり得ないし、条例に基づくことが何よりも優先されるべきと思うので、どうか適正に監査をしていただいて、正しく支払が行われるようお願いする。

3 事実関係の確認

本件請求に係る会計年度任用職員報酬の支給について、担当する総務部人事秘書課を監査対象課として、法第199条第8項の規定により、関係書類の提出を求め調査したところ、勤務条件通知書、出役票及び支出負担行為併用兼支出命令書の写しから、次のとおり事実を確認した。

(1) 勤務条件通知書の記載概要

項目	令和6年4月1日付け	令和7年4月1日付け
任用根拠	パートタイム会計年度任用職員 (地方公務員法第22条の2第1項第1号)	パートタイム会計年度任用職員 (地方公務員法第22条の2第1項第1号)
任期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	令和7年4月1日～令和8年3月31日
再度の任用 (任期の更新)	任期満了時の業務量及び従事している業務進捗状況に応じ、勤務実績、態度及び能力等を考慮した上で行う。	任期満了時の業務量及び従事している業務進捗状況に応じ、勤務実績、態度及び能力等を考慮した上で行う。
勤務場所	略	略
業務内容	幸田町庁用自動車(町長車)運転管理業務及び一般事務補助に関する業務	幸田町庁用自動車(町長車)運転管理業務及び一般事務補助に関する業務
勤務時間、休憩時間、時間外勤務及び休日勤務の有無	管理監督者が別途指示(割振り)をする日の中において次のとおりとする。 1 勤務時間 (1) 8時30分～16時30分の範囲内 (2) 1日当たり7時間以内 (3) 1週間当たり35時間以内 (4) 1月当たり140時間以内 2 休憩時間(60分) 3 時間外勤務(有) 4 休日勤務(有)	管理監督者が別途指示をする日の中において次のとおりとする。 1 勤務時間 (1) 8時30分～16時30分の範囲内 (2) 1日当たり7時間以内若しくは1週間当たり35時間以内若しくは1月当たり140時間以内の範囲内 2 休憩時間(60分) 3 時間外勤務(有) 4 休日勤務(有)
勤務しない日	1 週休日(2日)(振替:有) 2 国民の祝日に関する法律による休日 3 年末年始の休日 4 その他(休日の代休日)	1 週休日(毎週土・日曜日)(振替:有) 2 国民の祝日に関する法律による休日 3 年末年始の休日 4 その他(休日の代休日)
休暇	1 年次休暇(合計40日) 1日又は1時間単位で取得することができる。 (1) 繰越分20日 (2) 任期時20日 2 夏季休暇(合計6日) ※週の勤務日数が3日以上の方に付与 7月から9月までの間に、1日又は4時間単位で取得することができる。 3 その他の休暇等 略	1 年次休暇 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年幸田町規則第13号)による。 ※付与日数については別途案内 2 夏季休暇(週5日勤務:6日、週4日勤務:4日、週3日勤務:3日) 7月から9月までの間に、1日又は4時間単位で取得することができる。 3 その他の休暇等 略
給与	1 報酬の額 月額(270,000円) 2 諸手当の額又は計算方法 略	1 報酬の額 月額(270,000円)夜間勤務に係る報酬を含む。 2 諸手当の額又は計算方法 略

	3 支払日 翌月 16 日（末日締め） 4 給与支払時の控除 略	3 支払 (1) 報酬又は費用弁償 翌月 16 日（末日締め） (2) 期末手当・勤勉手当 略 4 給与支払時の控除 略
退職に関する事項	略	略
退職手当	略	略
服務	略	略
その他	略	略

(2) 勤務実態及び報酬の支給状況

勤務した月	報酬月額	勤務した時間	時間外勤務手当相当報酬額等	勤務しない時間	報酬時間相当額	減額する報酬額	支給額	支出日
令和 6 年 4 月	270,000 円	118.50 時間	—	0.00 時間	1,780 円	0 円	270,000 円	令和 6 年 5 月 16 日
5 月	270,000 円	123.00 時間	—	0.00 時間	1,780 円	0 円	270,000 円	6 月 14 日
6 月	270,000 円	111.00 時間	—	0.00 時間	1,780 円	0 円	270,000 円	7 月 16 日
7 月	270,000 円	105.25 時間	—	0.00 時間	1,780 円	0 円	270,000 円	8 月 16 日
8 月	270,000 円	135.25 時間	—	0.00 時間	1,780 円	0 円	270,000 円	9 月 13 日
9 月	270,000 円	118.25 時間	—	0.00 時間	1,780 円	0 円	270,000 円	10 月 16 日
10 月	270,000 円	120.75 時間	—	0.00 時間	1,780 円	0 円	270,000 円	11 月 15 日
11 月	270,000 円	130.50 時間	—	0.00 時間	1,780 円	0 円	270,000 円	12 月 16 日
12 月	270,000 円	136.75 時間	—	0.00 時間	1,780 円	0 円	270,000 円	令和 7 年 1 月 16 日
令和 7 年 1 月	270,000 円	88.50 時間	—	0.00 時間	1,780 円	0 円	270,000 円	2 月 14 日
2 月	270,000 円	111.25 時間	—	0.00 時間	1,780 円	0 円	270,000 円	3 月 14 日
3 月	270,000 円	162.25 時間	—	0.00 時間	1,780 円	0 円	270,000 円	4 月 16 日
4 月	270,000 円	130.25 時間	—	0.00 時間	1,607 円	0 円	270,000 円	5 月 16 日
5 月	270,000 円	131.00 時間	—	0.00 時間	1,607 円	0 円	270,000 円	6 月 16 日
6 月	270,000 円	135.25 時間	—	0.00 時間	1,607 円	0 円	270,000 円	7 月 16 日
7 月	270,000 円	114.25 時間	—	0.00 時間	1,607 円	0 円	270,000 円	8 月 15 日

4 関係職員の陳述

法第 242 条第 8 項の規定により、請求人の立会いの下、令和 7 年 9 月 24 日関係職員の陳述を聴取したところ、監査対象課は、請求人の主張に対し次のように陳述した。

A がパートタイム会計年度任用職員に任用されたのは、令和 6 年 4 月 1 日からである。同日付けの勤務条件通知書には、報酬月額 270,000 円の記載のほか、「勤務時間、休憩時間、時間外勤務及び休日勤務の有無」の項の 1 の「勤務時間」の(1)に「8 時 30 分から 16 時 30 分までの範囲内」と記載はあるが、幸田町長の公務日程により著しく影

響を受けることから、この１の前に「管理監督者が別途指示（割振り）をする日の中において、次のとおりとする。」と記載した上で(2)に「１日当たり７時間以内」、(3)に「１週間当たり３５時間以内」、(4)に「１月当たり１４０時間以内」と記載することで、(2)で調整がつかないときは(3)、(3)で調整がつかないときは(4)という運用とし、３として時間外勤務有り、４として休日勤務有りとして、幸田町長の公務日程に合わせて時間外、休日も含め、勤務時間として割り振り、指示した時間どおりに勤務をしてもらっている。幸田町長の公務日程によっては、午前８時３０分から午後４時３０分までの間に勤務しないこともあるが、休日であっても深夜であっても、管理監督者が指示、割振りをした日（時間）を条例第２２条第１項の「正規の勤務時間」と捉えていることから、同項の「報酬の減額」に該当するものではなく、出役票に週休日の振替の記載をするという認識もない。なお、この勤務条件通知書は、表記が分かりづらい部分もあることから、令和７年４月１日付けの勤務条件通知書には、「１日当たり７時間以内」及び「１週間当たり３５時間以内」の次にそれぞれ「若しくは」を加えてこの運用が分かるようにはしたが、もっと分かりやすい表記にする必要があると考えている。

請求人の主張のとおり、労働基準法を始めとした労働関係法令、地方公務員法や幸田町職員に適用される条例の規定、それらを遵守した上で、幸田町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和２年幸田町規則第７号。以下「規則」という。）別表第２の１の項に掲げる町長車運転手の報酬月額２７０，０００円を支払っている。会計年度任用職員に交付する勤務条件通知書は、民間でいうところの労働条件を明示する書面に相当するものであり、労使双方の合意を示す労働契約とは、少し性質が異なるものと理解しているが、この勤務条件通知書に沿って指示した時間どおりに勤務をしてもらっており、労働基準法は原則適用されないが、地方公務員法並びに会計年度任用職員の勤務条件について規定する条例及び規則に基づき運用しているので、問題ないとする。

５ 関係職員の陳述に対する請求人の意見

関係職員の陳述に対し、立会いをした請求人は、令和７年９月２９日その問題点についての意見書（以下「意見書」という。）に条例の該当規定のあらましを添えて提出した。その要旨は、次のとおりである。

地方公務員法第２５条第１項で「職員の給与は、前条第５項（職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。）の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない」と給与条例主義が明確にされている。Ａの月額報酬２７０，０００円の根拠が条例にあることは承知している。監査対象課は、町長車運転手の職務の特殊性を理由に、極めて異常な勤務を条例第２２条第１項の「正規の勤務時間」とであると強弁された。勤務時間等の労働契約は、総務省が会計年度任用職員制度創設時に示したＱ＆Ａの中で「労働基準法第１５条の規定に従い、その任用に際しては勤務日、勤務時間や勤務地等の勤務条件を明示する必要がある」としている。さらに、労働基準法施行規則（昭和２２年厚生省令第２３号）第５条第１項第１号から第３号までの勤務時間の明示をする必要があるとされており、勤務条件通知書もこれに倣って作成されている。勤務時間で明

示しなければならないのは、始業時刻と終業時刻である。「正規の勤務時間」は、勤務条件通知書に記載されている8時30分（始業時刻）から16時30分（終業時刻）までの間の1日7時間であることは明らかである。この時間帯の中で60分の休憩時間を与えることになっており、休憩時間を除く勤務時間は、8時30分から16時30分までの間の7時間しかありえない。この時間帯の中での7時間が条例でいうところの「正規の勤務時間」であることは疑いの余地もない。さらに、土日勤務を週休日の振替と主張された。週休日の振替は、日単位で行うことができるものである。1つの例として、10月26日（土）の場合、勤務時間は、2時間である。土日勤務は、全て振替勤務であるならば、振り替えられた7時間との差である5時間は、勤務していないので、報酬から差し引かれなければならないはずである。

もう1つ、10月18日（金）の勤務の場合を検証する。同日の勤務時間は、12.25時間。条例第23条第1項の「正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、報酬を支給する」規定に基づき、同日の勤務を分類すると、7時間までは月額報酬の範囲内で追給なし、7時間を超え7時間45分までの0.75時間は割増しなしの時間単価で追給、午後10時以降の勤務2.25時間は100分の150、残りの時間は100分の125で追給されなければならない。職員が条例に基づき正しく計算しているというならば、割増報酬を支払わなくてもよい条例上の根拠を示さなければならない。幸田町長の公務日程から著しく支障が生じるとの主張は、全くの的外れである。支障が本当に生じるのだろうか。勤務条件通知書では、時間外勤務、休日勤務、週休日の振替のいずれも「有」と明示されているので、10月分の全勤務日の勤務は、適法と認められる。適法な勤務であるならば、適法すなわち条例の規定に真摯に基づいて計算すればよいだけのこと。職員が条例規定月額270,000円を絶対視しすぎた結果が根本的な誤りのもとである。270,000円は、会計年度任用職員制度創設前の運転手（嘱託職員）の月額報酬と同額である。相違があるのは、従前の報酬は条例を根拠にされたものでないことにある。新制度創設後は、条例適用職員であるので、考え方をオールクリアにし、イレギュラーな勤務があろうと条例に基づき計算すべきであった。くどいようであるが、給与条例主義とは、条例に基づかない給与は一切認められないことと肝に命ずるべきである。

第4 監査の結果

1 判断

監査委員は、本件請求について監査を実施した結果、次のとおり判断した。

請求人は、本件請求に係る会計年度任用職員報酬の支給について、令和6年10月の勤務分が過大であると主張し、損害額を明記してその返還を求め、法第242条第2項ただし書の「正当な理由」を示さなくても認められる期間についても、過去にさかのぼり同様の措置を求めた上で、その証拠として令和6年4月から令和7年3月までの各月の勤務分の分析表を提出したが、「監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないものとされている（法第242条第2項本文）。そして、ここにいう当該行為とは、具体的な個々の財務会計上の行為をいうものと解される。支出負担行為、支出命令及び支出については、法第242条第2項本文所

定の監査請求期間は、それぞれの行為があった日から各別に計算すべきものである（平成14年7月16日最高裁判決）」ことから、本件請求に係る会計年度任用職員報酬の支給のうち、令和6年4月の勤務分について支給があったのが令和6年5月16日であるので同日を、同様に、令和6年5月の勤務分については令和6年6月14日を、令和6年6月の勤務分については令和6年7月16日を、令和6年7月の勤務分については令和6年8月16日をそれぞれの「当該行為のあった日又は終わった日」と判断し、本件請求書の提出がそれぞれの日から1年を経過していることを認めた。

このことについて法第242条第2項ただし書の「正当な理由」の記載は、本件請求書になく補正を求めても、請求人は、「理由を示さなくても」などと追加するのみであったが、請求人の陳述にあるように、法律及び幸田町が定めた条例並びに雇用契約に違反して公金を支出したことがその理由であったとしても、正当な理由の有無は、「特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきもの（昭和63年4月22日最高裁判決）」であることから、この請求人の主張には、正当な理由がないと判断した。

一方、本件請求に係る会計年度任用職員報酬の支給のうち、令和6年8月の勤務分について支給があったのが令和6年9月13日であるので同日を、同様に、令和6年9月の勤務分については令和6年10月16日を、令和6年10月の勤務分については令和6年11月15日を、令和6年11月の勤務分については令和6年12月16日を、令和6年12月の勤務分については令和7年1月16日を、令和7年1月の勤務分については令和7年2月14日を、令和7年2月の勤務分については令和7年3月14日を、令和7年3月の勤務分については令和7年4月16日を、令和7年4月の勤務分については令和7年5月16日を、令和7年5月の勤務分については令和7年6月16日を、令和7年6月の勤務分については令和7年7月16日を、令和7年7月の勤務分については令和7年8月15日をそれぞれの「当該行為のあった日又は終わった日」と判断し、本件請求書の提出がそれぞれの日から1年を経過していないことを認めた。そこで、この令和6年8月から令和7年7月までの勤務分について判断していく。

本件請求に係る会計年度任用職員報酬の支給のうち、令和6年10月の勤務分について、請求人は、「Aとの契約は、完全に無視されている」、「契約は、あつてなきがごとくである」とし、請求人の陳述においては「雇用契約に違反した支出」と主張した上で、「勤務条件通知書」を「契約書」と言い換えるなど、「契約」の語を頻繁に持ち出し、意見書に至って初めて「労働契約」と記しているが、労働契約法（平成19年法律第128号）には、第3条第1項に「労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきもの」と規定されてはいるものの、第21条第1項には「この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない」と規定されている。また、労働基準法には、第2条第2項に「労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない」と規定されてはいるものの、この規定は一般職に属する全ての地方公務員に関して適用しないと地方公務員

法第58条第3項に規定されているように、そもそも、幸田町とAとの間において労働契約は存在しない。労働基準法には、さらに第15条第1項前段に「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」と規定され、この明示しなければならない労働条件が労働基準法施行規則第5条第1項各号に列举されているが、労働契約が存在しない地方公務員である会計年度任用職員についても、この規定は適用される。これを前提に、総務省は、会計年度任用職員制度の運用に係る事務処理マニュアル（令和7年8月総務省自治行政局公務員部）Ⅱの3の(1)の①のイの(イ)に「会計年度任用職員の任用手続の際には、勤務条件の明示が的確に行われているか、書面で示すべき事項を書面で示しているか、上記の規定を踏まえ、対応してください」としていることから、関係職員の陳述にあるように、勤務条件通知書は、会計年度任用職員を任用する際に、その勤務条件を明示する書面として幸田町が交付するものであり、労働契約と混同すべきではない。

地方公務員法には、意見書にあるように、第24条第5項に「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める」と規定され、第25条第1項には「職員の給与は、前条第5項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない」と規定されており、第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の報酬等の支給についても、この規定に基づき制定された条例の定めるところによることとなる。本件請求に係る会計年度任用職員報酬の支給については、条例第19条第1項の規定により規則別表第2の1の項に掲げる町長車運転手の報酬月額270,000円を条例第21条第1項及び規則第27条に規定する期日に支給するものであるが、条例第22条第1項には、報酬の減額として「月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、時間外勤務代休時間又は休日である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第26条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する」と規定されており、この規定により、この報酬月額を減額することとなる。その一方で、第23条には、時間外勤務に係る報酬として、第1項に「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、報酬を支給する」と規定され、第2項には「前項に規定する報酬の額は、同項の勤務1時間につき、第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を

乗じて得た額とする」と規定されており、また、第24条には、夜間勤務に係る報酬として、第1項に「正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する」と規定され、第2項には「前項に規定する報酬の額は、同項の勤務1時間につき、第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする」と規定されており、さらに、第25条には、休日勤務に係る報酬として、第1項に「休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する」と規定され、第2項には「前項に規定する報酬の額は、同項の勤務1時間につき、次条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額とする」と規定されており、これらの規定により、労働基準法第37条の「割増賃金」をこの報酬月額に上乗せして支給することとなる。

ここで、問題となるのが「正規の勤務時間」であるが、条例第22条第1項に「当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と定義されているだけで、労働基準法の規定に準拠したものではない。請求人は、労働基準法第15条第1項前段の規定により明示しなければならない労働条件の1つである労働時間として、労働基準法施行規則第5条第1項第2号に「始業及び就業の時刻」を掲げていることから、勤務条件通知書に記載のある8時30分から16時30分までの8時間から休憩時間の60分を除いた7時間が「契約時間」であり、条例でいうところの「正規の勤務時間」であると主張している。しかし、労働基準法第32条には、労働時間として、第1項に「使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない」と規定され、第2項には「使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない」と規定されているものの、同法には、この規定の適用除外規定もある。同様に、幸田町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和2年幸田町規則第6号）には、第4条第2項ただし書に「パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする」と規定されているものの、第5条第1項には「任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる」と規定されており、この規定により、関係職員の陳述にあるように、勤務条件通知書には、「管理監督者が別途指示（割振り）をする日の中において」と前置きした上で勤務時間を明記していることから、管理監督者が割振りをした勤務時間が条例第22条第1項の「正規の勤務時間」であり、請求人の主張は当たらない。

本件請求に係る会計年度任用職員報酬の支給のうち、令和6年10月の勤務分については、Aが割振りどおりに勤務したことから、条例第22条第1項の「報酬の減額」に該当せず、令和6年11月15日に規則別表第2の1の項に掲げる報酬月額270,000円が満額支給されているが、請求人の陳述にあるように、条例第23条の「時間外勤務

に係る報酬」、第24条の「夜間勤務に係る報酬」及び第25条の「休日勤務に係る報酬」に該当して割増賃金が適用され、その結果、支給された270,000円が過少であったとしても、法第242条第1項の「違法又は不当な公金の支出」に当たらない。これ以外の令和6年8月から令和7年7月までの勤務分についても、同様に判断する。

よって、本件請求に係る会計年度任用職員報酬の支給のうち、令和6年8月から令和7年7月までの勤務分については、法第242条第1項の「違法又は不当な公金の支出」に当たらないと判断した。

なお、本件請求に係る会計年度任用職員報酬の支給のうち、令和7年3月の勤務分については、条例第23条の「時間外勤務に係る報酬」及び第24条の「夜間勤務に係る報酬」に該当し、令和7年4月16日に支給した報酬が過少であったことが判明したとして、その未支給分を令和7年10月16日に支給している。

また、本件請求に至った原因については、関係職員の陳述にあるように、勤務条件通知書の記載が不明瞭であったことと推測できる。今後このような疑念を抱かせないよう、幸田町長及び町職員には、行政文書の記載に細心の注意を払うことを申し添える。

2 結論

以上のことから、本件請求に係る会計年度任用職員報酬の支給のうち、令和6年4月から令和6年7月までの勤務分については、法第242条に定める要件を備えていないものと判断し、これを却下し、令和6年8月から令和7年7月までの勤務分については、本件請求に理由がないものと判断し、これを棄却する。